

2023 年 10 月 税務ニュース

1. 輸出加工企業（EPE : Export Processing Enterprises）に組織変更する際の仕入 VAT の取り扱いについて

- ビンズオン省税務局・2023 年 8 月 31 日・オフィシャルレター第 21137/CTBDU-TTHT 号

当局の承認の基、EPE 企業に組織変更される前に控除されなかった仕入 VAT については、財務省が発行した、2016 年 8 月 12 日付けの通達第 130/2016/TT-BTC 号第 1 条 3 項に基づき、還付を受けることは出来ない。なぜなら、輸出加工企業法令の基の事業活動変更は、ベトナム国会が発行した、2020 年 6 月 17 日付け企業法第 59/2020/QH14 号チャプター9 に基づく事業フォームの変更ではないためである。

しかしながら、当該企業は、財務省が発行した、2015 年 6 月 22 日付けの通達第 96/2015/TT-BTC 号第 4 条に基づく条件を満たした場合、未控除の仕入 VAT を損金算入費用として計上することができる。

- 税務総局・2023 年 10 月 19 日・オフィシャルレター第 4627/TCT-CS 号

企業が EPE 税制を適用する前に発生した、輸出品や輸出サービスに係る仕入 VAT は、VAT 法令に基づき、控除され、還付される。企業が EPE 税制を適用する前の最終期における VAT 申告期限は、税務法令第 44 条 1 項を適用する。

2. 返却された輸出売上高のインボイス、決定について

（ビンズオン省税務局・2023 年 9 月 11 日・オフィシャルレター第 21671/CTBDU-TTHT 号）

ベトナム企業が海外への輸出品のインボイスを発行し、買主が商品を受け取った後、商品を返却した場合。

- 商品返却に係るインボイスはベトナム企業が発行し、初回発行のインボイスを調整する形式としなければならない。加えて、ベトナム企業と買主間で商品返却が行われたという点を明確に記載した書面を、調整インボイスと共に準備しなければならない。調整インボイスは、ベトナム政府が発行した、2020 年 10 月 19 日付け政令第 123/2020/ND-CPC 号第 19 条、財務省が発行した、2021 年 9 月 17 日付け通達第 78/2021/TT-BTC 号第 7 条 1 項ポイント e に則して取り扱いする必要がある。
- 調整インボイス発行後の収益認識は、財務省が発行した、2021 年 12 月 22 日付け通達第 200/2014/TT-BTC 号第 81 条に基づく必要がある。もしベトナム企業が、返却された商品の輸出を継続される場合、輸出品の収益認識日は、新顧客に商品が輸送する際の税関申告が完了した日付となる。

3. 貿易条件 DDP の輸入品に適用される仕入 VAT について

(ハノイ市税務局・2023年9月21日・オフィシャルレター第68332/CTHN-TTHT号)
企業がDDP条件(Delivered Duty Paid)に基づき、外国企業と輸入品についての契約をした場合、売主が輸入関税や輸入VATを負担し、買主は一切負担しない。よって、当該企業は輸入時に支払いしたVATを控除することができない。

4. 未登録事業活動に適用される法人所得税の優遇税制について

(ビンズオン省税務局・2023年9月18日・オフィシャルレター第22005/CTBDU-TTHT号)

企業は、繊維染色産業にて化学品付属品製造のビジネスライセンスで、2016年5月17日付で、ビンズオン工業団地管理委員会より発行された投資登録証明書に基づき、設立された。登録された事業内容以外に、当該企業は加工業も追加で実施している。企業は、ベトナム政府が発行した、2013年12月26日付け政令第218/2013/ND-CP号第16号3項に基づき、法人所得税の免税、減税、優遇税制を享受することができる。税務総局が発行した、2008年12月25日付けオフィシャルレター第4974/TCT-CS号に基づいた条件に合致している場合、加工業も同様である。新規投資プロジェクトは工業団地内で実施する必要がある。(有利な社会経済条件のある工業団地を除く)

5. 外国企業向けに提供される設計、品質保証サービスのVAT税率について

(税務総局・2023年10月10日・オフィシャルレター第4481/TCT-CS号)
財務省が発行した付加価値税に関する法令の2013年12月31日付け通達第219/2013/TT-BTC号第9号1、2項、ベトナム政府が発行した2013年12月18日付け政令第209/2013/ND-CP号、その他VAT税率0%に関する法令、Osprey Packs Vietnam Co. Ltd.の提案に基づき、企業が設計サービスや品質保証サービスを外国企業向けに提供し、当該サービスがベトナム国内の製造工場で実施され、消費されている場合、ベトナム国外でのサービス消費の条件を満たさないため、VAT税率0%は適用されない。

6. 従業員の代わりに実行する個人所得税申告・納税業務のサービス料金について

(ハノイ市税務局・2023年7月18日・オフィシャルレター第51950/CTHN-TTHT号)
従業員の代わりに実行する個人所得税申告・納税業務サービス料金、外国人社員向けの医療保険費用は、次の条件を満たせば、法人所得税計算上、損金算入させることができる。

- 次のうちのいずれかに明記：雇用契約書、包括的労働協約、または財務規定
- 法人所得税計算上、損金不算入項目にリストアップしない
- これらの費用が従業員向けのベネフィットとみなされる場合、1ヶ月の平均給与を越えず、適切な支払証憑が用意されていること